

○ 信用金庫法第五十四条の二十一第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等（平成十四年金融庁告示第四十号）

改正案	現行
<p>（信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第七条 法第五十四条の二十三第六項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p>	<p>（信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第七条 法第五十四条の二十三第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p>